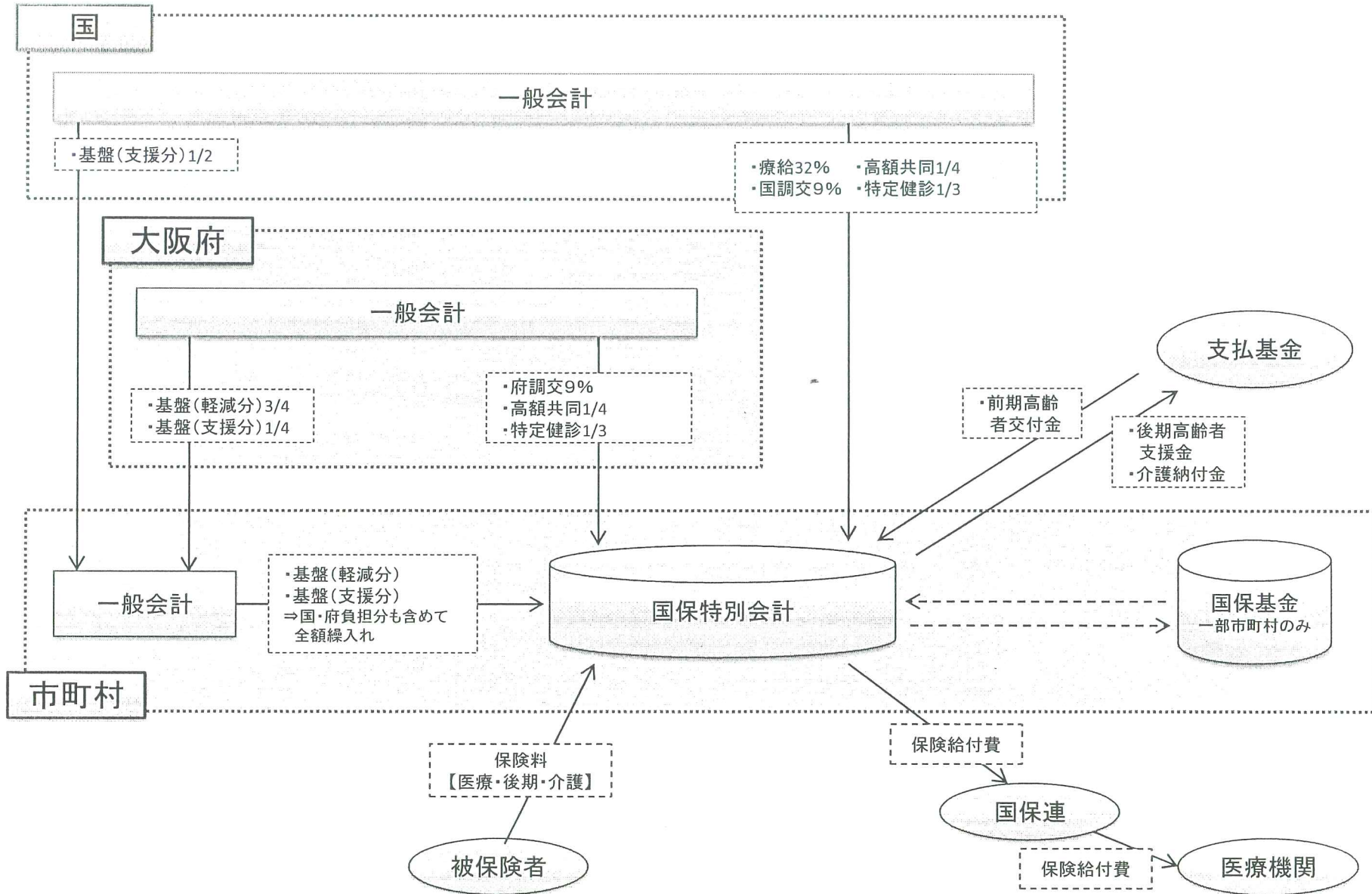
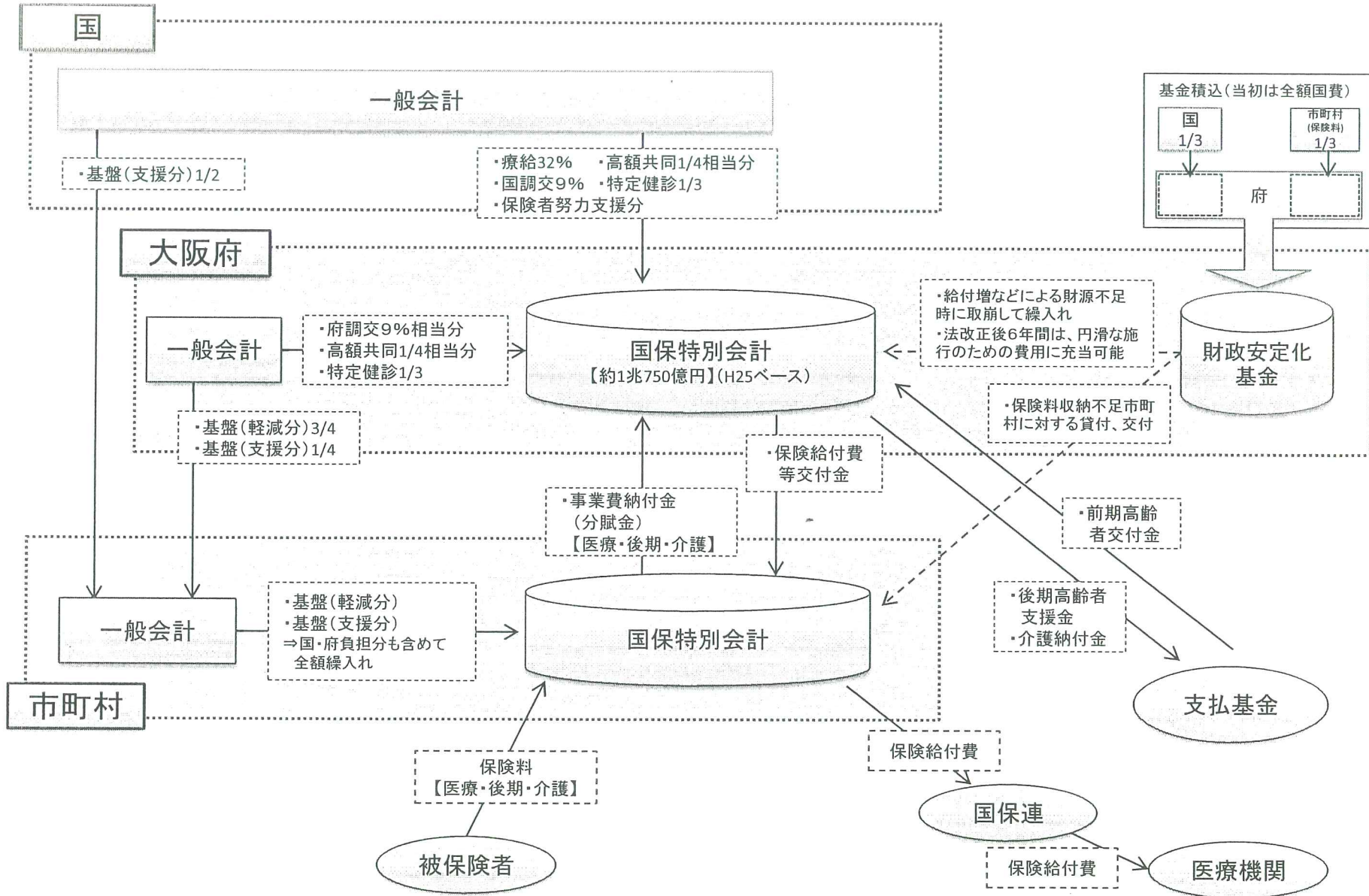


(参考) 現行の国保財政イメージ

9



国保制度改革後の国保財政イメージ



# 市町村ごとの標準保険料率について (イメージ)

※詳細は引き続き地方と協議

○ 現状、国保の保険料は様々な要因(※)により差異が生じているため、他の市町村の保険料水準との差を単純に比較することは困難な状況。

※ 市町村ごとに年齢構成や医療費水準に差があること、保険料の算定方式が異なること、決算補てん等目的の法的外繰入を行っている市町村があること等

⇒ 都道府県が市町村ごとの標準保険料率を示すことにより、標準的な住民負担が見える化。

※ 将来的な保険料負担の平準化を進める観点から、都道府県は、標準的な保険料算定方式や市町村規模別の標準的な収納率等に基づき、標準保険料率を算定することとする。

(イメージ) ※A市とB町が同じ所得水準である場合

県全体の 保険料の水準	一人当たり医療費		県内統一基準で 算出した場合	当該市町村の 保険料算定方式で 算出した場合	実際の保険料率 (市町村が決定)
	(年齢構成調整前)	(年齢構成調整後)			
所得割 8% 均等割 40,000円	A市: 380,000円	A市: 400,000円	A市: 所得割 10% 均等割 50,000円	A市: 所得割 10% 均等割 50,000円	A市 所得割 10% 均等割 50,000円
	B町: 300,000円	B町: 240,000円 (A市の6割)	B町: 所得割 6% 均等割 30,000円 (A市の6割)	B町: 所得割 6% 均等割 23,000円 世帯割 10,000円	B町 所得割 5.8% 均等割 22,000円 世帯割 9,000円

国が決定

大政府が決定

市町村が決定

全国統一ルールで算出した場合

年齢調整後の医療費水準に応じた負担

収納率向上等により、都道府県が示す数値より引き下げが可能

下取/作  
 [ 9月9日 事業運営WT ] 資料  
 [ 9月11日 財政 ]

資料⑤

課題ごとの「方向性」の検討順位

考え方	保険料率の統一の是非 (「入」の部分)	「出」の部分	「出」の部分 保険者努力支援制度	共同事業の検討	その他
財政WG	<p>2015年度中に決定したい</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保険料・税区分</li> <li>・賦課方式</li> <li>・賦課割合</li> <li>・保険料率</li> <li>・賦課限度額</li> </ul> </div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 0 auto;">           ・保険料条例減免         </div>			
事業WG	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 0 auto;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本算定期期</li> <li>・仮算定の有無</li> <li>・納期数</li> </ul> </div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 0 auto;">           ・一部負担金減免         </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 0 auto; margin-top: 10px;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・出産育児一時金</li> <li>・葬祭費</li> </ul> </div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 0 auto;">           ・保健事業         </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 0 auto; margin-top: 10px;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・医療費適正化</li> <li>・レセプト点検</li> </ul> </div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 0 auto;">           ・証の書式         </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 0 auto; margin-top: 10px;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・通常証の交付時期、有効期間</li> </ul> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 0 auto; margin-top: 10px;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・通常証の交付方法</li> </ul> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 0 auto; margin-top: 10px;">           ・被保険者番号         </div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 0 auto; margin-top: 10px;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・短期証の交付基準、有効期間、交付方法</li> </ul> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 0 auto; margin-top: 10px;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・資格書の交付基準、有効期間、交付方法</li> </ul> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 0 auto; margin-top: 10px;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・滞納処分の取扱い</li> </ul> </div>

各項目に対する主な意見

項目	主な意見
<ul style="list-style-type: none"> <li>・本算定期期無</li> <li>・仮算定の有無</li> <li>・納期数</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・統一保険料にするのであれば、統一していくべき。</li> <li>・府内統一保険料を想定すると、本算定期期が異なるのは混乱が予想されるため、統一すべき。</li> <li>・仮算定がなくなっても、納期数が極端に減らなければ、納付相談の一端として分割納付も可能。</li> <li>・仮算を復活させると事務量の増加となり困難。</li> <li>・納付相談の手法として、納期数以上の分割納付も可能であるため、市町村の独自性を認めるべき。</li> <li>・保険料収納対策のため標準化は困難。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・一部負担金減免</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・統一保険料率であれば府内で統一すべき。</li> <li>・保険料減免と同じく、時間をかけて統一されるべき。</li> <li>・保険料の算定に含める部分は標準化したうえで、市町村の独自性も認めるべき。</li> <li>・時間をかけて統一の方向へもっていくべきであるが、過去の経過の勘案も必要。</li> <li>・これまでの取り扱いが異なるため、統一は困難。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・出産育児一時金</li> <li>・葬祭費</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・同一保険料であれば同一の給付が行われるべき。</li> <li>・保険料の算定に含めるのであれば、統一すべき。</li> <li>・保険者間での差があまりないように思われるので統一すべき。</li> <li>・特定健康診査の項目上乘せや、特定保健指導の独自性が進んでいるため、市町村の独自性を認めるべき。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・保健事業</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民健診等との一体化されたこれまでの事業が後退することがないよう独自性は認めるべき。</li> <li>・市町村へのインセンティブを保つため独自性は残すべき。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・医療費適正化</li> <li>・レセプト点検</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・共同処理によってコストダウンをめざすため、通知関係は統一すべき。</li> <li>・経費が納付金算定に含まれるのであれば統一すべき(統一時期は未定)。</li> <li>・医療費適正化によるインセンティブがないなら、時間をかけて統一すべき。</li> <li>・(統一によって、)これまでの(市町村の)取り組みを後退させることになってはならない。</li> <li>・各市町村は医療費の削減に努力する必要があり、市町村で独自に行っていくべき。</li> <li>・各道整備医療費の調査等は独自性を認めるべき。</li> <li>・証の更新など、共同処理によるコストダウンをめざすため、時間をかけて様式の統一は必要。</li> <li>・標準システムとの配布時期により、市町村との連携システムのスツッチングが平成30年度には間に合わない可能性がある。</li> <li>・医療機関が混乱しない程度、統一が必要と考えるが、シエアウト、印字位置までは自システムが異なるため困難。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・証の書式</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・有効期間1年で統一するのが妥当。</li> <li>・被保険者に不公平感が出るため有効期間は時間をかけて統一すべき。</li> <li>・対医療機関において、同一保険者ということを考えると有効期間の統一は必要。</li> <li>・共同処理をめざすには時間をかけて統一されている方が良い。</li> <li>・平成30年4月に一斉に切り替え、有効期間を統一するのは現実的でない。</li> <li>・平成30年度以降の各市町村の証更新時に、次回の更新時期と有効期限を統一してはどうか。</li> <li>・証に交付年月日の記載があれば統一する必要はない。</li> <li>・保険料収納対策のため標準化は困難。</li> <li>・共同処理をめざすのであれば、統一されている方が良い(時間をかけて)。</li> <li>・原則郵送として、市町村の差異を認めるべき。</li> <li>・保険者の規模・地域性に応じた交付方法がある。</li> <li>・保険料収納対策のため標準化は困難。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・通常証の交付時期</li> <li>・通常証の有効期間</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・府内での異動は同一保険者間での異動のため、統一すべき。</li> <li>・府内異動による高額療養費の多数該当に影響が出るようであれば統一する必要がある。</li> <li>・変更することにより、医療機関等において混乱を招く恐れがある</li> <li>・資格管理や高額療養費の仕組みが決まらないと統一の必要性は判断できない。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・通常証の交付方法</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・府内統一保険者となるのであれば、統一すべき。</li> <li>・保険料収納対策のため標準化は困難。</li> <li>・交付基準・有効期間について、同一保険料率なので公平性を確保するために時間もかけて統一すべき。</li> <li>・交付方法について</li> <li>・被保険者との接触を避けて交付することが原則であるが、過去の経過や被保険者数を勘案せざるを得ないので独自性を認めるべき。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・被保険者番号</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・府内統一保険者となるのであれば、統一すべき。</li> <li>・保険料収納対策のため標準化は困難。</li> <li>・交付基準・有効期間について、同一保険料率なので公平性を確保するために時間もかけて統一すべき。</li> <li>・交付方法について</li> <li>・被保険者との接触を避けて交付することが原則であるが、過去の経過や被保険者数を勘案せざるを得ないので独自性を認めるべき。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・短期証の交付基準</li> <li>・短期証の有効期間</li> <li>・短期証の交付方法</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・府内統一保険者となるのであれば、統一すべき。</li> <li>・保険料収納対策のため標準化は困難。</li> <li>・交付基準・有効期間について</li> <li>・交付方法について</li> <li>・被保険者との接触を避けて交付することが原則であるが、過去の経過や被保険者数を勘案せざるを得ないので独自性を認めるべき。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・資格書の交付基準</li> <li>・資格書の有効期間</li> <li>・資格書の交付方法</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・府内統一保険者となるのであれば、統一すべき。</li> <li>・保険料収納対策のため標準化は困難。</li> <li>・交付基準・有効期間について</li> <li>・処分性が強く、差異が生じると不公平感が伴うので統一すべき。</li> <li>・同一保険料率なので公平性を確保するために時間もかけて統一すべき。</li> <li>・保険者ごとでの判断があると思うので市町村ごとの独自性を認めるべき。</li> <li>・交付方法について</li> <li>・被保険者との接触を避けて交付することが原則であるが、過去の経過や被保険者数を勘案せざるを得ないので独自性を認めるべき。</li> <li>・徴収方針に関わるものであるので市町村の判断でよい。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・滞納処分の取扱い</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・統一保険料率のもと公平性を確保するためにも、時間をかけて統一すべき。</li> <li>・税務部門と共同して事務を行っている市町村があるため統一は困難。</li> <li>・市町村での取り扱いが異なるため、統一は困難。</li> </ul>

各項目に対する主な意見

資料⑦

項目	主な意見
保険料・税の区分	<ul style="list-style-type: none"> <li>・根本的な事項であるので、改革当初から府内保険者のほとんどが採用している料方式で統一すべき。</li> <li>・各保険者の個別事情もあり、経過措置も必要なため、時間をかけて府内保険者のほとんどが採用している料方式とすべき。</li> <li>・制度改革の仕組みを踏まえると、必ずしも統一する必要性はない。</li> <li>・変更に伴う手続き等も大変であり、統一する必要性もない。</li> <li>・保険料滞納繰越分の整理が不透明であり、時効も異なるので判断が困難。</li> </ul>
賦課方式	<ul style="list-style-type: none"> <li>・制度改革時点で、多子世帯等の影響を鑑み、府内保険者のほとんどが採用している3方式で統一すべき。</li> <li>・子どもに着目した公費投入により、多子世帯の負担が軽減されれば2方式もあり得る。</li> <li>・各保険者の個別事情等もあるので、時間をかけて統一すべき。</li> </ul>
賦課割合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・制度改革時点で、府内保険者のほとんどが採用している「所得割50:均等割35:平等割15」で統一すべき。</li> <li>・保険料額に大きな影響を与えるため、時間をかけて統一すべき。</li> </ul>
保険料率	<ul style="list-style-type: none"> <li>・制度改革を契機として統一すべき。</li> <li>・被保険者への影響が大きいため、激変緩和措置を設け、時間をかけて統一すべき。</li> </ul>
賦課限度額	<ul style="list-style-type: none"> <li>・負担の公平性確保の観点から、制度改革時点から「国基準」で統一すべき。</li> <li>・被保険者への影響も大きいことから、一気に統一していくことは現実的に不可能であり、時間をかけて統一すべき。</li> </ul>
保険料減免・軽減	<ul style="list-style-type: none"> <li>・統一保険料率とするのであれば、府内同一の取扱いが望ましい。</li> <li>・被保険者への影響が大きく、保険料率と時期を併せ、時間をかけて平準化すべき。</li> <li>・各市町村の被保険者の状況も異なるので、一定の上乗せ・横出しを引き続き認めるべき。</li> <li>・各団体の考え方もあり、一定の標準を定めるのはよいが、統一は困難。</li> </ul>